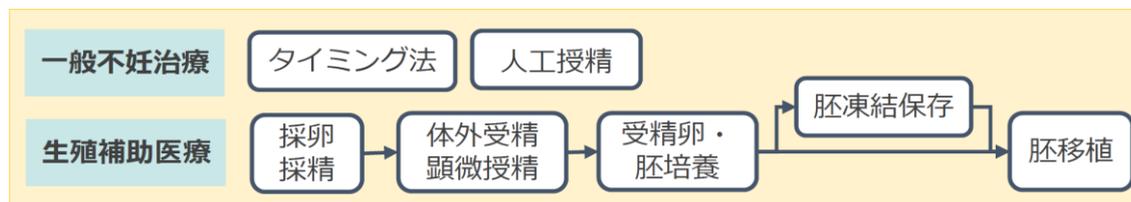


不妊治療費（一般不妊治療・生殖補助医療）及び 不育治療費の助成について

こどもを望む夫婦は、早い時期から、妊娠・出産について話し合い、心配な場合は、早めに病院に相談しましょう。概ね1年を過ぎた頃から、不妊の可能性について考えた方が良いと言われています。不妊検査は、夫婦一緒に受けましょう。

【不妊治療の全体像】



【対象者】以下すべて該当される方

一般不妊治療費・不育治療費助成 R3.4～助成開始	生殖補助医療費助成 R7.4～助成開始
①治療を受ける日において、夫婦（事実婚を含む。）のいずれか一方または両方が本市の住民基本台帳に登録されている方 ②治療期間の初日において、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者	①治療を受ける日において、夫婦（事実婚を含む。）のいずれか一方または両方が本市の住民基本台帳に登録されている方 ②治療期間の初日 [*] において、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者 ③治療期間の初日 [*] における妻の年齢が43歳未満の方 ④生殖補助医療以外の治療によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている方

※生殖補助医療における、治療期間の初日とは治療計画を作成した日

（計画を作成しない場合は、採卵準備または凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日）

【対象とならない場合】

一般不妊治療費・不育治療費助成	生殖補助医療費助成
<ul style="list-style-type: none"> 夫以外の第三者からの精子の提供によるもの 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入し、その第三者が妊娠、出産し、夫婦の子とする場合 国または他の地方公共団体から既に助成を受けている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による場合 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入し、その第三者が妊娠、出産し、夫婦の子とする場合 夫の精子と妻の卵子を体外受精または顕微授精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、その第三者が妊娠、出産し、夫婦の子とする場合 国または他の地方公共団体から既に助成を受けている場合 保険収載されていない治療との組み合わせにより、保険収載治療を含めて自費診療となった場合 不妊症の診断がされていない者に対して、妊孕性温存療法[※]および妊孕性温存療法により凍結した検体を用いて生殖補助医療を実施した場合

※がん等の治療の前に、卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う治療のこと

（注意）生殖補助医療における治療期間の初日が令和7年3月31日以前のものとは助成対象外です。

【助成回数と助成金額】

	治療内容	助成回数	助成額
不育治療	2回以上の流産、死産または早期新生児死亡の既往があると医師に判断されている方の不育の検査及び治療	制限なし	医療保険と高額療養費制度の適用後に夫婦が負担した額の2分の1の額 (年度で上限10万円)
一般不妊治療	超音波検査やホルモン検査等の不妊検査 薬物療法 タイミング法 人工受精等	制限なし	医療保険と高額療養費制度の適用後に夫婦が負担した額の2分の1の額 (年度で上限5万円)
生殖補助医療	(1) 超音波検査やホルモン検査等の不妊検査 (2) 採卵に向けた薬物療法 (3) 採卵、採精(男性不妊治療) (4) 体外受精または顕微授精 (5) 胚培養 (6) 胚凍結または胚移植 (7) 黄体ホルモン補充 (8) 妊娠判定 【保険適用となる回数】 40歳未満の場合 ⇒胚移植6回まで 40歳～43歳未満の場合 ⇒胚移植3回まで ※回数制限は1子あたり	40歳未満 ⇒胚移植6回まで 40歳～43歳未満 ⇒胚移植3回まで ※回数制限は1子あたり	医療保険と高額療養費制度の適用後に夫婦が負担した額の2分の1の額 (治療期間ごとに上限5万円) + 男性不妊治療において、医療保険と高額療養費制度の適用後に負担した額の2分の1の額 (治療期間ごとに上限5万円)
		胚移植2回まで ※回数制限は1子あたり	夫婦が負担した額の2分の1の額 (治療期間ごとに上限15万円) + 男性不妊治療において負担した額の2分の1の額 (治療期間ごとに上限15万円)
	上記(1)～(8)の治療に付随して行われる先進医療として認められた治療	40歳未満 ⇒胚移植6回まで 40歳～43歳未満 ⇒胚移植3回まで 保険適用回数超過 ⇒胚移植2回まで ※回数制限は1子あたり	先進医療において負担した額の2分の1の額 (治療期間ごとに上限5万円)
	先進医療として認められていない治療	助成対象外	

※この表における年齢は治療期間の初日における妻の年齢を意味します。

※大和高田市の住民基本台帳に登録されている期間の治療分に限り助成します。

※令和6年度中に受けた一般不妊治療の助成上限額は10万円です。

※助成額に100円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額を助成します。

【生殖補助医療の治療ステージ】

治療内容	採卵まで				採精(夫)	精子凍結	胚移植				助成対象範囲
	(自周期で行う場合もあり)	(薬品投与(黄体薬))	(薬品投与(注射))	(自周期で行う場合もあり)			新鮮胚移植	凍結胚移植	(自周期で行う場合もあり)	(胚移植のおおむね2週間後)	
A 新鮮胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	助成対象
B 凍結胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
G 卵胞が萎縮しない、又は採卵終了のため中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
I 男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	対象

助成回数は、胚移植の回数でカウントします。そのため、次の場合は、回数に制限がありません。

- ・胚移植に至らず治療を中止した場合(上記、治療のステージD～F)
- ・男性不妊治療を行ったが、精子が得られない等の理由により治療を中止した場合(上記、治療のステージI)

※採卵前に治療を中止した場合は、助成の対象とはなりません(上記、治療のステージG、H)

【申請に必要な書類】

一般不妊治療費助成	不育治療費助成	生殖補助医療費助成
【必須書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成金（一般不妊医療等分）交付申請書兼請求書（様式第1号） ・不妊治療費助成金（一般不妊医療分）に関する受診証明書（様式第3号） ・領収書および明細書（原本の写し可） 	【必須書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成金（一般不妊医療等分）交付申請書兼請求書（様式第1号） ・不妊治療費助成金（不育治療分）に関する受診証明書（様式第4号） ・領収書および明細書（原本の写し可） 	【必須書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成金（生殖補助医療等分）交付申請書兼請求書（様式第2号） ・不妊治療費助成金（生殖補助医療等分）に関する受診証明書（様式第5号） ・領収書および明細書（原本の写し可）
【次の場合に限り必要となる書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・郵送で手続きを行う場合⇒本人確認書類の写し ・限度額適用認定証の交付を受けている場合⇒限度額適用認定証の写し ・夫婦別世帯等のため住民基本台帳で夫婦関係が確認できない場合⇒夫婦であることを証する書類（戸籍謄本、戸籍抄本等） 		

※一般不妊治療費・不育治療費助成については、年度単位でまとめて申請してください。

※生殖補助医療費助成については、年度単位でまとめて申請する必要はありません。

【申請の流れ】

- ① 大和高田市の受診証明書（治療内容で受診証明書の様式が異なります。）の記入を治療を受けている医療機関に依頼してください。
（文書料が請求されることがありますが、文書料については助成できません。）
- ② 受診証明書の準備が出来れば、上記書類を郵送または持参して保健センターへ提出してください。
- ③ 提出いただいた書類を審査し、助成の可否を判断します。
（審査の過程で申請者や医療機関に問い合わせをすることがあります。）
- ④ 助成の可否及び助成額を申請者に郵送でお知らせします。
- ⑤ 申請者の口座に助成金を振り込みます。
（申請から振込まで、1か月半～2か月程度時間を要します。振込日の連絡はしていませんので、通帳を記帳して確認してください。）

【申請期限】

治療期間の初日が属する年度の翌年度末までに申請してください。

治療期間の初日	申請期限
令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和9年3月31日
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和10年3月31日

※年度の末日が土曜日または日曜日の場合は、その直前の金曜日が申請期限になります。

※申請者全員が被災したことにより申請することができない場合にあっては、翌々年度の末日まで

[提出先] 〒635-0096 大和高田市西町1-45 大和高田市健康増進課（保健センター）

[問合せ先] TEL：0745-23-6661 FAX：0745-23-6660

土日祝日除く平日8：30～17：15

不妊治療等で悩んでおられる方は、下記の相談窓口がありますので、必要時ご利用ください。

奈良県
性と健康の相談センター

ならはぐ

相談例

- 妊活は何から始めたらいいの？
- 生理前に落ち込むことが多くてつらい
- 最近寝つきが悪く体がだるい...
- 子どもがイヤイヤ期でイライラしています
- 男性にも更年期症状がある？ 何科を受診するの？

不妊治療・妊活
メンタルケア
月経トラブル
更年期症状
栄養相談

不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士・保健師・管理栄養士などの専門家が答えします！ 24時間いつでも無料でご利用いただけます。

※ご相談～アドバイスの返信には数日かかります

ご利用方法

1 LINEのお友だち追加

LINEの「友だち追加」から「QRコード」または「ID検索」「ファミワンヘルスケア相談サポート」を友だち登録してください。

LINEの「友だち追加」から「QRコード」または「ID検索」で登録してください。

▶ LINE ID @famione-support



2 奈良県在住・在学・在勤の方限定クーポンコード入力

LINEメニュー「相談を始める」をタップして会員登録を行い、奈良県在住・在学・在勤の方限定クーポンコードを入力してください。

通常 3,980 円がクーポンコード入力で無料!!

nara奈良県〇〇 ※〇〇には住所や勤務先等の市町村名を入力 (例) nara奈良県奈良市

※LINEでのチャット上でのやりとりはできません。※匿名でご利用が可能です。